

「保護者のためのネットリテラシー向上事業」委託業務 仕様書

1 委託業務の目的

スマートフォン等の使用開始の低年齢化が年々進行しており、長時間利用による子どもの健康面への影響やインターネット利用に関するトラブルの増加など様々な問題が起きている。

そのため、小学生とその保護者を対象にワークショップを実施し、親子での体験の良さを感じる機会や、ネット利用について親子で考える機会を提供する。それにより、親子のふれあいの促進やメディア以外の楽しみの創出をねらうとともに、保護者がフィルタリング設定等のペアレンタルコントロールに関する知識を身につけ、スマートフォンの利用に関する悩みを改善できるようにする。また、小学生の保護者に向けて、スマートフォン等の利用による危険性やその対処法について学べる学習教材等を作成し、子どもたちが安全にネットを利用できる環境づくりを啓発する。

2 委託業務の内容

(1) 小学生とその保護者を対象としたワークショップの開催

①内容

ア) 小学生とその保護者を対象とした様々な体験活動等

- ・インターネットや情報機器の使用の有無は問わない
- ・親子で楽しめるもの
- ・材料費等を参加費として徴収してもよい

イ) 小学生と保護者を対象としたインターネットやスマートフォンの使い方相談等

- ・家族ごとでも、複数の家族のグループごとでもよい

ウ) ネット環境を整えフィルタリング等設定の実演や個別に相談等

- ・デモ端末等で実演
- ・実際に端末を持参した場合の対応

②場所・回数

- ・ショッピングセンター等親子が多く集まる場所
- ・5回程度

※同じ場所で時期を変えて2度行っても良いが、実施地域を集中させないこと
会場費は受託者負担

③開催日

- ・令和7年7月～令和8年1月の土・日曜日又は祝日

④対象

- ・小学生とその保護者（内容によっては幼児も可）
- ・1回あたり30～50組程度（場所に応じて変更）

⑤その他の委託業務

- ・効果的なイベントの広報

※チラシの配布、ポスターの掲示、広報紙への掲載、Instagram等のSNSの利用等、方法は問わない。

- ・子どものネット利用やフィルタリング設定等についての啓発資料作成 500部程度

※ 子どものインターネットやスマートフォンの使い方相談で使用
保護者が持ち帰り、家庭でも活用できるようにする

(2) 子どものネット利用適正化を促す学習教材等作成

	保護者向け学習教材	啓発用コラム
目的	スマートフォン等の利用による危険性やその対処法について伝え、子どもたちの安全なインターネット利用につなげる。	各学校がアレンジして使用できるコラムデータを作成し、子どものネット利用について悩む保護者の方が参考にできるようにする。
学校への配布時期	令和7年7月	令和7年9月・12月
対象者	県内小学生の保護者	県内小学生の保護者
内容	・フィルタリングを含むペアレンタルコントロール ・ルールづくり・相談先 ・SNS利用時の注意点 等 (写真の撮影、文字のやりとり)	子どもの安全なネット利用につながる内容。 ※フィルタリングの必要性についても触れること
原稿執筆者	県教育委員会	・有識者・企業・警察等 ・県教育委員会（下側、4分の1のスペースに県教委からのお知らせを掲載する。）
規格	・A3判二つ折り2枚（A3→A4） ・両面カラー ・紙媒体 ・6万部	・A4判1枚程度 ・電子媒体（PDF及び修正が可能なファイル）
委託業務	・レイアウト、デザイン ・印刷 ・発送	・謝金がある場合は受託者負担 ・レイアウト、デザイン ※図や表、イラスト等を用いて分かりやすくしたり、字を少し大きくして読みやすくしたりすること。
納期	令和7年7月4日（金） ※発送したものは、その確認のため、証明する書類を提出すること。	配布月の前月末
納品先	県内各小学校 ※残部は生涯学習・文化財課へ	生涯学習・文化財課

3 留意事項

- ① 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、県の指示に従うこととする。
- ② 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守することとする。
- ③ 成果物に対する一切の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に係る権利を含むが、これらに限られない）及び使用権は、香川県に帰属する。成果物で使用する写真・イラスト等については、著作権侵害などの問題が生じることのないよう事業者において必要な手続きを取る。また受託者は、成果物の著作者人格権を行使しないものとする。
- ④ 成果物の第三者への使用許諾は、幅広く利用することを前提とし、県が一括して行う。
- ⑤ 成果物の利用期限については定めないものとする。
- ⑥ 障害者差別解消法に定める合理的配慮について、十分考慮すること。その他、ユニバーサルデザインに配慮すること。

4 委託金額

2,186,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託期間

委託期間は契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日までの間とする。

6 連絡先

香川県教育委員会事務局 生涯学習・文化財課（社会教育グループ）
〒760-8582 香川県高松市天神前 6 番 1 号
TEL: 087-832-3773 FAX: 087-831-1912
Mail: shogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp